

入院のご案内

病院理念

良い資質を持ったスタッフと最善の環境で、
精神疾患を患われた患者様そしてご家族の悩み、
心の痛みを和らげて戴く為の努力を惜しまず提供し続けること



医療を受ける人の権利

- ・患者様は良質の医療を受ける権利があります。
- ・患者様は自由に医療機関を選ぶ権利があります。
- ・患者様は自分の意志で決める権利があります。
- ・患者様は十分な説明を受ける権利があります。
- ・患者様は人として尊厳を持って対応される権利があります。

リスボン宣言：1981年、リスボンで開かれた第34回世界医師会総会で採択された医療を受ける人の権利より

医療を受ける人の責務

- ・患者様は必要な情報を提供し、治療に参加・協力する責務があります。
- ・患者様は自分の受けている医療について十分理解する責務があります。
- ・患者様は病院内の規則を守り、他の患者様の治療や病院職員による医療提供に支障を与えないよう配慮する責務があります。

医療法人真愛会
高宮病院

〒880-0841 宮崎市吉村町大町甲1931番地
TEL 0985-24-5678 FAX 0985-22-1571
URL <http://www.takamiya.or.jp>
e-mail takamiya@fine.ocn.ne.jp

1. 入院時の手続き

- ① **入院申込書(兼誓約書)** **同意書** 等をご提出ください(印鑑が必要です)。

※入院申込書(兼誓約書)の記載につきましては、身元引受人、連帯保証人の方がそれぞれ自署していただくようお願いしております。

- ② **保険証** をご提示ください。

また、**医療費受給資格者証**、**限度額適用認定証**、**標準負担額減額認定証** 等をお持ちの方は、併せてご提示ください。

※入院中に保険証、住所等の変更があった場合は、必ず外来受付にお申し出ください。

2. ご用意いただく物

- 洗面道具(洗面器、歯ブラシ、歯磨き粉、石鹸、シャンプー、タオル)
- 普段着、下着(上下各3組程度は、必ずご用意ください)、パジャマ、スリッパ等
- 日用品(プラスチック製のコップ、ティッシュペーパー、洗剤、ヘアブラシ、化粧品、電気カミソリ～充電式・電池式のもの～)

※持ち物には、必ず名前をお書きください。

※貴重品は持ち込まないでください。

※ガラス類・陶器製のもの等持ちこめないものもあります。

※可燃物(シンナー・ボンド)、危険物(ナイフ・カッター・針・ハサミ・T字カミソリ)、電気コードを使用するもの、マッチ、ライター、酒類は、持ち込まないでください。

※入院治療に必要なのないもの(ゲーム機・デジカメ・パソコン・DVDプレーヤー等)の持ちこみはご遠慮下さい。

※身のまわりのものは、必要最小限とさせていただきます。

3. 他科受診

現在、通院されている医療機関がありましたら、事前にお知らせ下さい。

当院入院中に他の医療機関を受診される場合は、当院より紹介状等をお持ち頂く必要がありますので、受診前に病棟看護師にお申し出下さい。(外出・外泊中に受診される場合も同様です。)

他科受診をされる場合の付添い、送迎は、原則としてご家族の方をお願いしております。病状により看護師が同伴する場合も、ご家族の付添いのもと同行いたします。

4. 面会・電話

- 面会時間は原則として、**10時30分～17時00分**となります。

- 面会の際は、各病棟に備え付けの面会簿に御記名下さい。

- 病状により面会をお断りする場合がありますので、ご了承ください。

- 電話は、各病棟・デイルームの公衆電話をご利用ください。消灯時間後や早朝の電話は、患者さまの安眠を妨げますので、ご遠慮ください。

- 携帯電話のご使用は、病院内は禁止となっております。 所定の場所でのご使用をお願い致します。

5. 外出・外泊

外出・外泊には、主治医の許可が必要です。**前日まで**にお申し出下さい。ご家族の同意・同伴を必要とする場合もありますのでご協力ください。

外出・外泊中に急な病気で他の医療機関を受診することになった場合、**必ず病棟看護師にご連絡**ください。受診先では受付時に**当院入院中であることを必ずお伝え下さい**。

6. お食事

入院中のお食事につきましては、医療の一環として、病状に応じた適切な食事の提供を致しております。ご都合により、お食事(朝食・昼食・夕食いずれも)のキャンセルをされる場合は、**前日の12時まで**にお届け下さい。

7. 相談・支援窓口

当院には、患者様・ご家族のご相談をお受けする精神保健福祉士(ソーシャルワーカー)がおります。安心して治療に専念できるよう、入院中の心配事や様々な問題(医療費の支払い、年金の申請、福祉サービスの利用方法等)、退院後の生活に関すること等をご一緒に考え、問題解決のお手伝いをいたします。

また、医療安全に関するご相談については、医療安全管理室と連携して迅速に対応するとともに、皆さまからのご意見を当院の医療安全管理に活用、反映させていただきます。

相談内容については秘密を厳守いたしますので、安心してご相談下さい。なお、相談料は無料です。

相談時間: 9時00分～17時00分(月～金曜日)

9時00分～12時00分(土曜日)

場 所: 地域連携室(外来棟1階)

※入院中の病棟、面会室等にお伺いすることも可能ですので、
病棟スタッフにお申し出ください。

8. 売 店

療養中に必要な日用品などは、売店(外来棟1階)をご利用ください。

営業時間 9時00分～16時00分(月～金) 休憩時間 13時10分～13時30分
9時00分～12時00分(土) ※日曜・祝祭日は休み

9. 入院中に守っていただくこと

- 各病棟ごとに規則がありますので、それを守るように心がけてください。他の患者さまに迷惑をかけたり、病院の規則を守らない時は、退院していただくことがあります。各病棟ごとの「入院のしおり」もあわせてお読みください。
- 入院期間中、自家用車を院内に駐車することはできません。**
- 患者さまの病状の変化等により、病棟・病室をかわっていただくことがありますのでご了承下さい。

10. その他

- ご不明な点やお困り事がありましたら、ご遠慮なく職員へお尋ねください。
- 各病棟、外来待合室に「**ご意見箱**」を設置しております、当院へのご要望、ご意見がございましたらご利用下さい。
内容に関しては、慎重に取り扱います。

入院費用のご案内

入院費用には、**医療費**、**食事代**、**保険外負担金**があります。

◎お支払いについて

各月精算

●入院費は、毎月、月末に精算し、翌月の10～15日頃までに請求書にてお知らせいたします。この請求書をお持ちになり、早め(当月以内)に外来受付[会計窓口]にてお支払いください。

退院時精算

●退院の際のお支払いは、請求書を当日発行いたしますので、退院日に外来受付[会計窓口]にてお支払いください。

外来受付[会計窓口]の取り扱い時間

月曜～金曜 / 8:30～16:45

土曜 / 8:30～12:00

医療費

年 齢	自己負担の割合	
義務教育就学～70歳未満	3割 負担	
	65歳以上の一定の障害の状態にある方で 後期高齢者医療被保険者 1割 負担	
70歳～75歳未満	一般・低所得者	2割 負担
	現役並み所得者	3割 負担
75歳以上	一般・低所得者	1割 負担
	現役並み所得者	3割 負担

→表①

→表②

→表②

高額療養費・限度額・減額の申請窓口

- 国民健康保険の方 → 各市町村役場 国保担当窓口
- 社会保険(政府管掌保険)の方 → 全国健康保険協会(協会けんぽ)
- 社会保険(組合健康保険)、共済組合の方 → 勤務先、健康保険組合、組合事務所等
- 後期高齢者医療の方 → 各市町村役場 後期高齢者医療担当窓口

申請に必要なもの

- 各種保険証・受給資格者証、印鑑。
- 社会保険の方は、所得証明書の添付を求められる場合もありますので事前にご確認ください。
- 高額療養費払い戻しの場合は、医療費の領収証と世帯主名義の通帳(郵便局は除く)も必要です。

**申請後、各認定証が交付されましたら、
必ず受付窓口(外来棟1階)へご提示をお願いいたします。**

表①

年 齢	区 分	自己負担限度額	
			4回目以降
70歳未満	上位所得者	ア 252,600円 (842,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)	140,100円
		イ 167,400円 (558,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)	93,000円
	一 般	ウ 80,100円 (267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)	44,400円
		エ 57,600円	44,400円
	住民税が課税 されていない世帯	オ 35,400円	24,600円

◎自己負担が上記の金額を超えた場合は、**高額療養費支給制度**を利用されますと、超えた分が高額療養費として支給されます。

◎**限度額適用認定制度**を利用されますと、医療機関への支払いが自己負担限度額までとなります。「限度額適用認定証」が交付されますので、そちらで区分(ア～オ)をご確認ください。

◎過去12か月以内に、**4回以上限度額を超えた場合は、4回目以降の金額**になります。

◎**65歳以上の方で、「後期高齢者医療被保険者証」をお持ちの方は、表②をご参照下さい。**

表②

年 齢	区 分	自己負担限度額	
			4回目以降
70歳以上	現役並み 所得者	Ⅲ 252,600円 (842,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)	140,100円
		Ⅱ 167,400円 (558,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)	93,000円
		Ⅰ 80,100円 (267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)	44,400円
	一 般	57,600円	44,400円
	住民税が課税 されていない世帯	Ⅱ 24,600円	
		Ⅰ 15,000円	

◎1か月の自己負担限度額を超えた金額については、それ以上のお支払いはございません。

◎現役並み所得者及び住民税が課税されていない世帯の方は、「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」の交付申請により減額されますので、そちらで区分(Ⅰ～Ⅲ)をご確認ください。

◎過去12か月以内に、**4回以上限度額を超えた場合は、4回目以降の金額**になります。

食 事 代

70歳未満		70歳以上	金 額（1食につき）	
			90日までの入院	90日を超える入院 （※長期該当）
一般（上位所得者・現役並み所得者も含む）			460円	
住民税が課税されていない世帯	区分オ	区分Ⅱ	210円	160円
		区分Ⅰ	100円	

◎食事代（入院時食事療養費）は、高額療養費の払い戻しの対象になりませんので、ご注意ください。

◎住民税が課税されていない世帯の方は、「標準負担額減額認定証」の交付申請により減額されます。すでに、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されている場合には、申請は不要です。

◎住民税が課税されていない世帯の方（区分Ⅰの方を除く）は、過去12か月の入院日数が90日を超えた場合、**長期該当**の手続きによりさらに減額されます。

◎申請窓口は、医療費の高額療養費・限度額の場合と同じです。

保険外負担金

◎特別室（特別療養環境室）利用料

特別室の利用を希望される場合には、下記の料金が必要になります。「特別室利用同意書」をご提出ください。

部屋番号	病 棟	料 金（※税別）	付帯設備
107号・123号	1 病棟	1日 3,000円	バス・トイレ・洗面台
120号・121号・127号・128号	1 病棟	1日 2,000円	トイレ・洗面台
108号・110号・111号・112号	1 病棟	1日 1,500円	洗面台
201号	2 病棟	1日 1,500円	トイレ・洗面台
301号	3 病棟		
202号・203号・212号	2 病棟	1日 1,000円	洗面台
310号	3 病棟		

◎預かり金管理料

入院中の日用品費をお預かりする場合、管理料として**1日60円**をいただきます。「入院患者金銭出納事務代行業務についての約定書」をご提出ください。なお、預かり金は不足のないようご入金ください。

◎オムツ代

オムツは病院にて用意しております。使用した枚数の料金をいただきます(月末締め)。預かり金より差し引きますので、預かり金が不足しないように、ご入金ください。

種 類	品 名 ・ 規 格			料 金(※税別)
紙オムツ	メディパαフィットテープ	S	22枚	2,100円
		M・L	18枚	2,100円
	マドカリーベ スーパーエアリー	M	20枚	2,060円
		L	17枚	2,020円
紙パンツ	メディパンツライト	M	20枚	2,300円
		L	18枚	2,300円
吸収パッド等	ライフプラスエアーパッド	L	30枚	1,080円
	マドカ・サブパッドワイド500	L	30枚	1,080円
	マドカ・サブパッドワイド800	XL	30枚	1,350円
	メディパッド ナイトエアリープラス		30枚	2,300円
	メディパッド ストレートプラス		25枚	2,000円

*オムツは売店でも販売しております(袋単位)。

◎洗濯クリーニング代

洗濯クリーニングをご希望される場合は、病院より業者へ委託します。料金は業者の請求に基づき、預かり金より差し引きします。「洗濯クリーニング代に関する同意書」をご提出ください。

洗 濯 物		
品 名	単 位	料 金(※税別)
衣類クリーニング	1回	250円
〃 (1ヶ月上限額)	12回以上	3,000円
オネショマット	枚	60円
バスタオル	枚	60円
タオルケット	枚	100円

◎ランドリーカード

1枚…1,000円

病棟1階(1・5病棟入口)に販売機・精算機を設置しております。

各病棟にコインランドリーを設置しておりますのでご利用ください。

○洗濯機 1回…100円 ○乾燥機 60分…100円

◎テレフォンカード

1枚…500円または1,000円 ▶ 外来受付窓口にて販売しております。

◎理美容代

1,500円～2,000円(税込み) ▶ ご希望の方はナースステーションまでお申し出ください。

◎文書料(診断書・証明書)

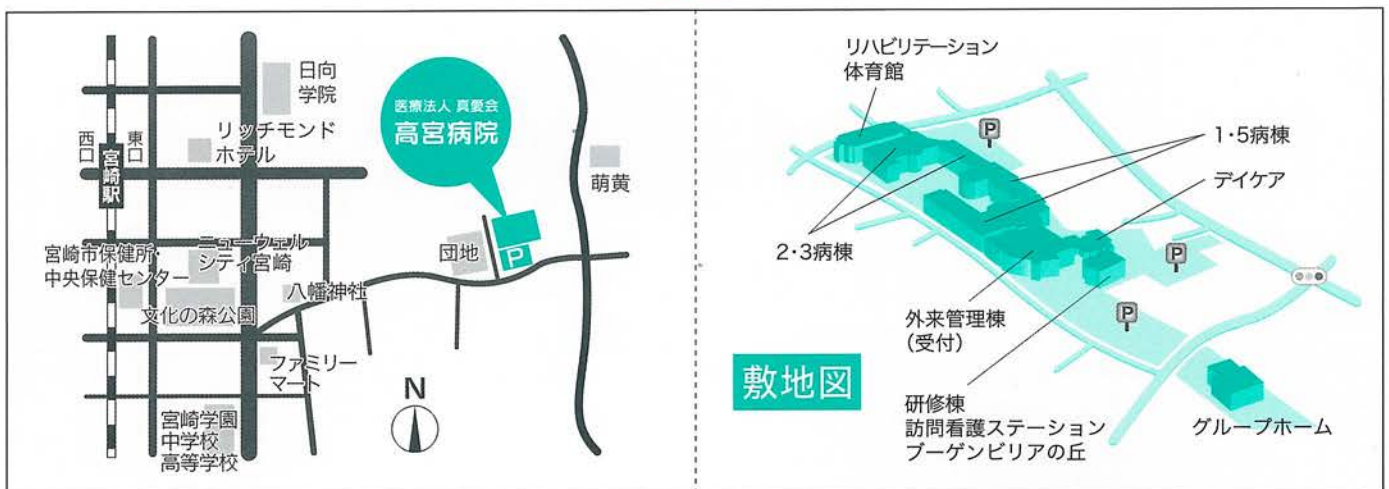
- 普通診断書・証明書(当院様式のもの)…1,000円(税別)
- 生命保険関係の診断書、入院証明書等…2,000円(税別)
- 自立支援医療(精神通院)用診断書……3,000円(税別)
- 年金診断書、障害者手帳用診断書……各4,000円(税別)
- 成年後見申し立て用診断書……………5,000円(税別)

◎移送費

▶ 移送費とは、当院入院中に他の医療機関で治療を受ける際の交通費です。

▶ 当院入院中にやむを得ず、医師の指示により他の医療機関で治療を受けていただく際、介護タクシー代等の移送に係る費用は、原則ご本人又はご家族の方にご負担していただきます。また他科受診後、そのまま転入院となる際、同行した看護師の帰り(復路)の交通費もご請求させていただきます。

案内地図



JRでお越しの場合

- JR宮崎駅下車 徒歩15分

宮崎交通バスでお越しの場合

- 「大町」バス停下車 徒歩3分
- 「文化の森」バス停下車 徒歩8分